

◇持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(法律第三一号)(厚生労働省)

一 国民健康保険法の一部改正関係

- 1 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)とともに、国民健康保険を行うこととした。(第三条第一項関係)
- 2 国、都道府県及び市町村の責務に関する事項

(一) 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、国民健康保険法の目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進することとした。(第四条第一項関係)

(二) 都道府県は、安定的な財政運営、市町村その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすこととした。(第四条第二項関係)

(三) 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施することとした。(第四条第三項関係)

3 都道府県の区域内に住所を有する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の被保険者としてこととした。(第五条関係)

4 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととした。(第一条関係)

5 費用の負担に関する事項

(一) 国の負担等

(1) 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、療養の給付等に要する費用等について、その一〇〇分の三二を負担するとともに、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担することとした。(第七〇条第一項及び第三項関係)

(2) 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、療養の給付等に要する費用等の一〇〇分の九に相当する額の調整交付金を交付するとともに、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援するため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付することとした。(第七二条関係)

(二)

都道府県は、政令で定めるところにより、一般会計から、療養の給付等に要する費用等の一〇〇分の九に相当する額及び高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととした。(第七二条の二関係)

(三)

国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する事項

(1) 都道府県は、政令で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険給付費等交付金を交付することとした。(第七五条の二関係)

(2) 都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付が法令の規定に違反し、又は不当に行われたおそれがあると認めるときは、当該市町村(保険給付に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会等を含む。)に対し、当該保険給付について再度の審査を求めることができるとこととした。この場合において、都道府県は、当該市町村が当該保険給付の全部又は一部を取り消さず、かつ、当該保険給付が法令の規定に違反し、又は不当

に行われたものと認めるとき(再度の審査の求めに基づく審査が国民健康保険診療報酬審査委員会等において行われたときを除く。)は、当該市町村に対し、当該保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告することができることとし、市町村が当該勧告に従わないときは、政令で定めるところにより、国民健康保険給付費等交付金の額から当該勧告に係る保険給付に相当する額を減額することとすることができることとした。(第七五条の三、第七五条の六関係)

(四)

都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業等に必要で費用に充てることとした。(第八一条の二関係)

(1) 保険料の収納が不足する当該都道府県内の市町村に対し、政令で定めるところにより、資金の貸付け又は交付を行う事業

(2) 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において療養の給付等に要する費用等に充てるために収入した額が、実際に療養の給付等に要した費用等の額に不足する場合に、政令で定めるところにより、財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れること。

6 国民健康保険組合の療養の給付等に要する費用等に対する国庫補助の割合について、国民健康保険組合の財政力を勘案して一〇〇分の一三から一〇〇分の三二までの範囲内において政令で定める割合とするとともに、これに加えて行うことができる国庫補助の額の上限を引き上げることとした。(第七三条関係)

7 都道府県国民健康保険運営方針等に関する事項

(一) 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針を定めることとした。(第八二条の二関係)

(二) 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値等を算定することとした。(第八二条の三関係)

8 都道府県若しくは市町村又は国民健康保険組合は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができることとした。また、国民健康保険団体連合会の区域内の都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合の三分の二以上が加入したときは、当該区域内のその他の都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合は、全て当該国民健康保険団体連合会の会員となることとした。(第八三条第一項及び第八四条第三項関係)

二 健康保険法の一部改正関係

1 標準報酬等に関する事項

(一) 標準報酬月額について、三等級区分を追加し、その上限額を一三九万円とすることとした。(第四〇条第一項関係)

(二) 標準賞与額の上限度額について、年度における標準賞与額の累計額が五七三万円であることとした。(第四五条第一項関係)

2 保険給付に関する事項

(一) 患者申出療養に関する事項

(1) 患者の申出に基づき厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を保険外併用療養費の支給の対象とすることとした。(第六三条第二項及び第八六条関係)

(2) (1)の申出は、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う臨床研究中核病院(保険医療機関であるものに限る。)の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うこととした。(第六三条第四項関係)

(3) 厚生労働大臣は、(1)の申出について速やかに検討を加え、必要と認められる場合には、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めるとともに、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知することとした。(第六三条第五項及び第六六項関係)

(二) 特定機能病院その他の病院であつて厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずることとした。(第七〇条第三項関係)

(三) 入院時食事療養費の食事療養標準負担額について、平均的な家計における食費及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額とすることとした。(第八五条第二項関係)

(四) 傷病手当金の額について、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した一二月間の各月の標準報酬月額を平均した額の三〇分の一に相当する額の三分の二に相当する額とすることとした。(第九九条第二項関係)

(五) 出産手当金の支給について、傷病手当金の支給に係る規定を準用することとした。(第一〇二条第二項関係)

3 保険者は、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないこととした。(第一五〇条第一項関係)

4 国庫補助に関する事項

(一) 全国健康保険協会(以下「協会」という。)が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等の額に対する国庫補助率について、当該療養の給付等の額に一〇〇分の一三〇から一〇〇分の二〇〇までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額とすることとした。(第一五三条第一項関係)

(二) (一)の規定にかかわらず、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等の額に対する国庫補助率について、当分の間、当該療養の給付等の額に一〇〇分の一六四を乗じて得た額とすることとした。(附則第五条関係)

(三) 平成二七年度以降の協会の国庫補助の額について、協会の準備金が法定準備金を超えて積み立てられる場合においては、一の事業年度において当該積み立てられた準備金の額に一〇〇分の一六四を乗じて得た額を、当該一の事業年度の翌事業年度の国庫補助の額から控除することとした。(附則第五条の四、第五条の六関係)

(四) 政府は、協会の一般保険料率を引き上げる必要があると見込まれる場合において、協会の国庫補助に係る規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第五条の七関係)

5 協会及び健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率について、一〇〇〇分の三〇から一〇〇〇分の一三〇までの範囲内において、決定することとした。(第一六〇条第一項関係)

6 保険者は、保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務、保険給付の支給、保健事業等の実施及び保険料の徴収等に係る情報の収集又は整理に関する事務並びに保険給付の支給及び保険料の徴収等に係る

情報の利用又は提供に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができることとした。(第二〇五条の四関係)

三 船員保険法の一部改正関係

1 標準報酬等について、二の1に準じた改正を行うこととした。(第一六条第一項及び第二一条第一項関係)

2 傷病手当金及び出産手当金について、二の2の(四)及び(五)に準じた改正を行うこととした。(第六九条第二項及び第七四条第三項関係)

3 疾病保険料率について、一〇〇〇分の四〇から一〇〇〇分の一三〇までの範囲内において、決定することとした。(第一二一条第一項関係)

四 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係

1 全国医療費適正化計画に関する事項

(一) 全国医療費適正化計画の期間を、六年を一期とするものとした。(第八一条第一項関係)

(二) 全国医療費適正化計画において、各都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進の成果並びに国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果等を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み(以下「国の医療に要する費用の目標」という。)に関する事項を定めることとした。(第八四条第四項関係)

(三) 計画期間において、国における医療に要する費用が国の医療に要する費用の目標を著しく上回ると認める場合には、その要因を分析するとともに、当該要因の解消に向けて、関係者と協力して必要な対策を講ずることとした。(第一一条第八項関係)

